



みんなで作ろう！

宮田村むらづくり基本条例

No. 5
発行：むらづくり
基本条例策定委員会
平成 26 年 12 月

地区懇談会で基本条例を説明

むらづくり基本条例を作る理由

10月から11月にかけて、各地区で地区懇談会が行われました。むらづくり基本条例に対する質問もたくさん出ましたので、今回はなぜこの条例をつくるのか、もう一度おさらいしてみよう。

地方分権

以前は日本中で同じような要望や課題があり、それを解決するには中央集権が都合良かったのです。

現在では、地域ごと異なった要望、課題があるため、地方のことは地方の実情にあったやり方で進める方が効率的になってきました。これが地方分権です。

地方分権は市町村の自己決定・自己責任をますます大きくさせることになり、これらをよくまく行っていくための指針のよ

うなものが必要になってきました。この指針が「むらづくり基本条例」というわけです。

人口減少・少子高齢化

全国的に人口減少が課題となつていきます。働く人・税を納める人が減ると、少ない人間で社会を支えることになり、現在、宮田村の人口は横ばい傾向ですが、将来的には減少に転じていくといわれています。

村民の負担をできるだけ増やさずサービスを行うためには、

村民と議会と行政が協働してむらづくりを進めることが重要です。そのためには、それぞれの役割をはっきりさせ、みんなが同じ方向に向かって、むらづくりの基本ルールをつくる必要があります。この役割やルールを明確化するのが「むらづくり基本条例」というわけです。



これまでに出了意見を項目別にまとめていきます

第7回むらづくり委員会
11月14日(金) 午後7時

むらづくり基本条例にどのような項目を載せたらいいのか、今までワークショップで出された意見をまとめてきました。更に同じような項目をまとめて、だんだんと条例項目に近づいていきます。今回の委員会では、千頭教授の進行により同じような項目をまとめる作業を行いました。

■この計画は、むらの基本的な条例となりますから、条例づくりに国や県はかわりません。住民(むらづくり委員会)、関係団体(農業、商業、教育など)、議会、行政の代表者で「むらづくり基本条例策定委員会」を設置し、条例に盛り込むべき内容(項目)を決定し、最終的に村へ提言することになっていきます。

現在、条例の中にどのような項目を盛り込むべきかを各部会で協議しています。

項目の詳細はホームページや役場窓口に用意してありますのでご覧ください。

お問い合わせ

☎ 85・3181